

我孫子市物品売買契約書約款

(令和2年4月改正)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書、図面又は見本（見本その他品質を指示しないときは同等以上のもの）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の納入物品（以下「目的物」という。）を契約書記載の納入期限（以下「期限」という。）までに発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関等の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査等)

第4条 受注者から目的物の納入があったときは、発注者は、その日から10日以内に検査を行うものとする。この場合において、検査に要する費用及び検査のため変質変形又は消耗毀損したものは、全て受注者の負担とする。

2 前項の検査の結果、不完全な履行であるときは、受注者は、発注者が指定する期日までに約定どおりの目的物を納入しなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定による目的物の納入について、準用する。

(納期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他避けがたい理由により、期限内に目的物を納品することができないときは、その理由を明記して期限延長の申出をすることができる。この場合において、発注者はその申出を相当と認めるときは、これを承認することができる。

2 前項の申出は、期限内にしなければならない。

(違約金等)

第6条 受注者は、正当な理由なく期限に遅延したときは、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定めた率（以下「遅延利率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払いを請求することができる。

2 発注者は、正当な理由なく対価の支払いを遅延したときは、遅延利率の割合で計算した遅延利息の額を支払うものとする。

3 前2項の延滞日数の計算は、検査に要した日数を参入しない。

(目的物の引渡し)

第7条 目的物の引渡しは、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときに完了するものとし、目的物の所有権は、引渡し完了したときに発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

我孫子市物品売買契約書約款

第8条 受注者は、第4条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

3 受注者は、災害等の特別な事由がないにもかかわらず、発注者からの代金の支払が遅れた場合は、発注者に対して遅延利率の割合で計算した遅延利息の額を請求することができる。

(危険負担)

第9条 目的物の引渡し前に生じた目的物の損害については、全て受注者の負担とする。ただし、損害が発注者の故意又は重大な過失によって生じたときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第10条 発注者は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は納入を中止することができる。この場合において、契約代金又は期限を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は発注者及び受注者が協議して定める。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、納入した目的物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときはすることができない。

5 発注者が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は、重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第12条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条、第14条又は第20条の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 期限内に納入しないとき、又は、期限後相当の期間内に納入する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第11条第1項の履行の追完がなされないとき。

我孫子市物品売買契約書約款

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反するとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反して、この契約から生ずる権利義務を譲渡し、又は担保に供したとき。
- (2) 目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないで、その時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者が第16条又は第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約に必要な資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約を解除することができない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

我孫子市物品売買契約書約款

(受注者の催告によらない解除権)

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第10条の規定により契約内容を変更したため、契約代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第10条の規定による契約の中止期間が契約期間の10分の5（契約期間が10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。

(受注者の責に帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条 第16条又は前条各号に定める場合が受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第14条第7号及び第9号により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 受注者は、この契約に関して、受注者が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等不正行為に係る損害賠償額の予定)

第21条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18

我孫子市物品売買契約書約款

日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が認める場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が共同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

(紛争の解決)

第22条 この契約書の各条項において、発注者及び受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は協議の上、調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。

(契約外の事項)

第23条 この契約の定めのない事項については、我孫子市財務規則を遵守するほか、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。